

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び
義務教育費国庫負担制度拡充のための政府予算に係る意見書

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

学校現場では、いじめ、不登校、子どもの貧困、教員の未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、全ての職種を含めた抜本的な教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

以上のことから、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の項目について取り組むことを強く要望する。

記

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 29 日

日 田 市 議 会